経済産業省

電気用品を取り扱う輸入事業者の皆様へ

1　電気用品の輸入を行う事業者は、電気用品安全法に基づく義務を履行する必要があります。特に重要なのは、ｉ）国への届出、ii）技術基準への適合の確認※1、iii）検査とその記録の保存※2です。※3

※１製品の設計等が技術基準に適合することを確認する。
※２全ての製品に対して検査（原則、外観、絶縁耐力、通電）を行い、その記録を保存する。
※3 電気用品安全法に関する手続きの詳細等は、電気用品安全法 法令業務実施手引書をご確認ください。(https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/pse_guide.html)

2　輸入事業者が電気用品安全法の義務を履行していない場合、法に基づく命令や罰則※4の対象となります。履行を確認するため立入検査も行われます。

※4 最大**１年以下の懲役**若しくは**100万円以下の罰金**。又は**これを併科**されます。

3．輸入事業者は、当該製品に重大製品事故※5が発生した場合、欠陥により生じた事故か不明であっても、消費者庁に報告※6する義務があります。（消費生活用製品安全法）

※5 重大製品事故とは、死亡、重傷、火災、一酸化炭素中毒など。認知した日を含め10日以内の報告が必要。
※6 報告先は、消費者庁消費者安全課 （電話：03-3507-9204　E-mail： g.seihinanzen@caa.go.jp）。

4．輸入事業者は、当該製品にリコールの必要がある場合、リコールを実施する責任※7があります。（消費生活用製品安全法）

※7 法律に基づくリコール命令の対象。念のためリコール保険に加入するなどの対応が考えられます。

5　輸入事業者は、当該製品の欠陥により損害（当該製品の損害は除く）が発生した場合等には、製造物責任※8を問われる可能性があります。（製造物責任法）

※8 念のため製造物責任保険（PL保険）に加入するなどの対応が考えられます。

本資料の問い合わせ先　経済産業省産業保安グループ製品安全課（電話：03-3501-1705　E-mail：bzl-metipsd-ihan@meti.go.jp）